

本庄市交通政策協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市交通政策協議会設置要綱(平成24年本庄市告示第17号の2)第9条第3項の規定に基づき、本庄市交通政策協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(事務局の組織)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、本庄市企画財政部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、本庄市企画財政部企画課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、本庄市の職員をもって充てる。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項の処理に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 協議会における文書の收受、配布、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、本庄市において定められている文書の取扱いの例による。

- 2 前項の場合において、協議会で用いる文書の記号は、「本交政」とする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印名、印影、書体、寸法及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理、取扱い等に関し必要な事項は、本庄市において定められている公印の取扱いの例による。

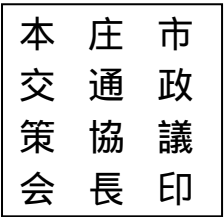
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月14日から施行する。

別表（第6条関係）

公印名	印影	書体	寸法	管理者
本庄市交通政策協議会長印		古てん	方21	事務局長